

# 松阪市教育大綱

令和7年度～令和10年度



令和7年4月

松阪市

## 1. はじめに

少子高齢化や人口減少、ICTの進展、グローバル化など、子どもたちを取り巻く環境は一層厳しさを増しています。さらに、近年大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症は、いじめや不登校、デジタル教育格差といった多様な課題を顕在化させました。2023年5月に5類感染症に移行し、社会全体としては一つの区切りを迎えましたが、依然としてこうした課題への対策が求められています。

このような状況の中で、子どもたちが未来を切り拓く力を身につけられるよう、教育や支援の強化、家庭や地域との連携を推進します。さらに、地域と協力しながら、子どもたちが安心して生活し、自立し、意欲的に学べる環境を整備し、子育てを支える保護者へのサポートにも力を注ぎます。

また、市民全体が継続して学べる環境や、スポーツ、文化・芸術を楽しめる環境を整備することで、「ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む）」の実現をめざして取り組んでまいります。

これらの課題を整理し、このたび新たな教育大綱を策定いたしました。この指針に基づき、具体的な施策を進めてまいります。市長と教育委員会が一体となり、引き続き基本理念の具現化に全力で取り組んでまいります。

令和7年4月1日

松阪市長 竹上 真人

## 2. 教育大綱策定の趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会制度等の見直しが行われました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しながらも、教育行政における責任の所在を明確化させるとともに、迅速な危機管理体制の構築や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化を図ることを目的としています。

この改正により、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置することなどが定められました。

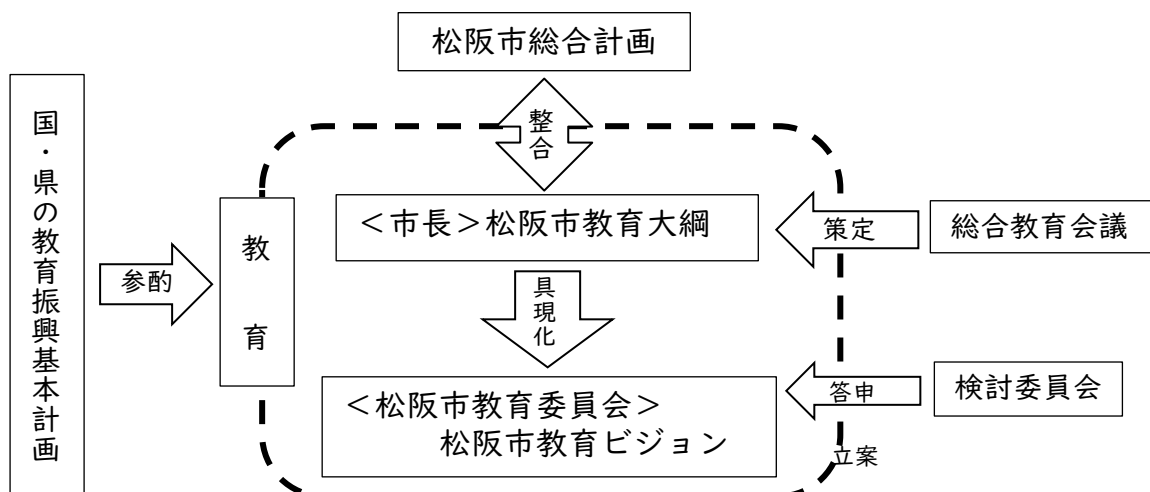
本市においても、この法改正に基づき、平成27年5月に「松阪市総合教育会議」を設置し、この会議における協議を経て、平成28年4月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針として「松阪市教育大綱」を定めました。

このたびは、教育大綱が令和6年度に計画期間が満了することに伴い、新たな「松阪市教育大綱」を定めるものです。

## 3. 教育大綱の位置づけと期間

本教育大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針をまとめた市の最上位計画である総合計画と整合を図り策定しました。

計画期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とします。



## 4. 基本理念

本市の教育は、次の基本理念に基づいて進めていきます。

### 【基本理念】

「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」

コロナ禍を経て、教育を取り巻く環境は、劇的に変化しています。少子高齢化や人口減少の急速な進行に加え、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展といった社会の大きな変化がある中で、答えが定まらない様々な課題の解決に向けて主体的に判断する力や、多様な人々と協働する力、新たな価値を創造する力など、「持続可能な社会の創り手」としての資質・能力の育成が求められています。

さらに、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、多様で豊かな体験活動等を取り入れながら、子どもたちの学びに向かう力等の数値では図ることができない力、いわゆる非認知能力を育むことも重要です。

子どもたちの抱える課題が多様化・複雑化している近年においては、家庭や地域、学校が、連携協働しながら、子どもたちの豊かな学びと一人ひとりの「ウェルビーイング」を確保していく地域社会の教育力の向上が必要不可欠です。そのためには、保護者や地域の方々、教員も含めた社会全体の「ウェルビーイング」を実現させていくことが重要です。

このような考えの下、本市では、これまでも大切にしてきた「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」を教育大綱の基本理念に位置付け、本市の教育行政の指針とします。

## 5. 基本方針

基本理念に基づき、家庭や地域、学校が協働し、本市の未来を担う子どもたちを以下の方針により育てることを目指し、重点的に施策を講じます。

### 【基本方針】

- 1 一人ひとりの個性を大切にし、社会の持続的な発展に向けて学び続け未来を切り拓く子どもを育てます
- 2 誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます
- 3 夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします
- 4 スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

## 6. 全体構想

### 基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切にし、社会の持続的な発展に向けて学び続け未来を切り拓く子どもを育てます

#### <幼児教育>

小学校への円滑な接続に向け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通し、「知識及び技能の基盤」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質、能力を育てます。また、一人ひとりを大切にする保育を念頭に、少子化の中で工夫しながら集団生活で育まれる能力を大切にしたり、小学校との相互交流の強化や地域との連携を図ったりして、幼児教育の一層の充実に取り組みます。さらに、家庭における子育てを支援するための各種事業及び環境整備を実施することで、子育て・親育ちへの支援に取り組みます。

### ＜確かな学力＞

学校段階間・学校種間（保幼こ小中）および学校と社会との連携・接続を図りつつ、主体的・対話的で深い学びを通して、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育み、多様な個々の状況に応じた学びの実現をめざします。また、グローバル化する社会に柔軟に対応し、世界とつながるコミュニケーション能力の育成に取り組みます。

### ＜教育の情報化＞

1人1台端末をはじめとするICT活用の日常化を進め、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成します。また、様々な教育データの情報収集や分析、利活用の在り方などの研修を進め、きめ細かな支援に生かすことにより、児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出します。

### ＜外国人児童生徒教育＞

外国人児童生徒が社会的に自立する力を身につけられるよう、日本語習得や学校生活への適応を支援するとともに、全ての子どもたちが多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。

### ＜特別支援教育＞

特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、その持てる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援を行います。

## 基本方針2

**誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます。**

### ＜豊かな心＞

松阪の伝統や文化、自然などに触れる機会を通して、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育を進めるとともに、実際の体験を大切にしながら、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、自他の生命や人権を大切にする心、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育成します。また、産業や経済の分

野における社会の構造的な変化が進行していることから、社会の一員として、より良い社会の発展のために積極的に関与しようとする態度を育てるため、主権者教育や国際理解教育、金融経済教育、法教育を含めた消費者教育を進めます。

### **<安全安心な学びの場>**

いじめや不登校などの早期対応等を進めるとともに、子どもたちが安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としてのウェルビーイング溢れる学校づくりや個々に応じた多様な学びへの支援を行います。また、危険や危機に対し主体的に判断し、適切に対応できる安全教育・防災教育を進めます。

### **<健やかな体>**

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力づくりをめざし、健康な生活について正しい知識を身につけるとともに、望ましい生活習慣の定着や、運動能力と体力の向上を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう家庭と連携した食育を進めます。

## **基本方針3**

**夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします**

### **<学びを支える学校>**

地域とともにある学校づくりを通して、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える風土を醸成するとともに、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制づくりを進めます。また、教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保しながら、効果的な教育活動ができる職場環境の整備に努めます。

### **<教職員の資質向上>**

多様な子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、専門性や実践的指導力などを育成する研修の場を提供し、幅広い知識や視野をもち、子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を進めます。また、学校における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員の育成を進めます。

### <学校施設の充実>

新たな時代に求められる教育環境の質的向上を図るため、ICT環境やバリアフリー化などの施設整備を推進します。また、脱炭素化に向け、環境負荷を低減するよう省エネルギー型の施設をめざすとともに、南海トラフ地震の発生に備え、地震が発生した際の被害を抑制するため、学校施設の非構造部材（外壁や照明器具等）の耐震化対策を実施し、防災機能強化を図ります。

### <小中学校の再編活性化>

少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。本市で暮らす子どもたちが、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であり、こうした教育を行うためには、児童生徒集団やバランスの取れた教職員集団の確保、つまり一定の学校規模の確保が望ましいと考えられます。

そこで、「松阪市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定し、本市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境を実現するため、小中学校の再編活性化を計画的に進めます。

## 基本方針4

**スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます**

### <社会教育>

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、デジタル・ディバイド※の解消に努め、ICTを活用した学習機会の提供に努めます。また、放課後児童クラブと学校の連携を深め、子どもと保護者が安心して過ごすことができるよう放課後の子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域コミュニティとのさらなる連携を図り、地域資源を活用した活動支援を行います。

※デジタル・ディバイド：ICT機器を利用できる者とできない者の格差



### **<スポーツと連動したまちづくりの推進>**

市民が健康で心豊かに暮らすため、みえ松阪マラソンをはじめとするスポーツやレクリエーション活動など、スポーツを「する」楽しみ、「観る」感動、「支える」喜びを感じる機会を提供し、スポーツと連動したまちづくりを進めます。また、松阪市スポーツ施設長寿命化計画に基づき、スポーツ施設を計画的に改修し、市民が快適にスポーツを楽しむことができる環境の充実を図ります。

### **<文化の振興と保存継承>**

地域に根ざした文化・芸術活動を支援し、観る機会や体験する機会を提供することにより、文化・芸術活動の活性化と次世代の担い手育成をめざしていきます。また、地域で大切に守り伝えられてきた文化財の保存・活用を充実し、歴史文化を継承するため、指定等文化財の所有・管理者や保存団体に対する支援、学校教育や社会教育等での活用、観光等との連携を一層図ることにより、子どもをはじめとする多くの市民が地域の良さを実感し、地域の活性化が図られるよう努めます。

# 松阪市教育大綱

令和7年度～令和10年度



松阪市企画振興部経営企画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

電話：0598-53-4319

松阪市教育委員会事務局

〒515-8515 三重県松阪市殿町1315番地3

教育総務課 電話：0598-53-4381

学校支援課 電話：0598-53-4403